

## 令和2年度 1月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年1月29日(金) 午後3時00分から3時45分
- 2 開催場所 西区役所 3階 303会議室
- 3 出席委員(15人)

1番(会長) 本間雄一	2番 本間直一	3番 池田一彦
4番 江端美春	5番 大嶋喜芳	6番 梶原政好
7番 高杉隆司	8番 高井利明	9番 原田秀一
10番 松井市雄	11番 岩野惣市郎	12番 鈴木淳子
13番 丸山和秀	14番 渡邊正行	
15番(会長職務代理者) 渡部藤四夫		
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員選出
  - 第2 議事

議案第1号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第2号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第3号	農地法第5条買受適格証明願に関する処分決定について
議案第4号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画の決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地の実勢賃借料情報について
報告事項	令和2年度荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	五十嵐芳彰	農政振興係	笹川 純衛

7 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより1月定例総会を開催します。 議事日程に従い進めさせていただきます。 本日は、全員ご出席です。 本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>委員の皆さん、大変お疲れ様です。令和3年になり、今年初めての総会です。今年もよろしくお願いいたします。本日は荒天の中お集まりいただき、ありがとうございます。 新型コロナウイルス感染症の流行が続いており、会合も開きにくい状況です。皆さん、新型コロナには十分気をつけていただきたいと思います。 今月9～11日、新潟市は大変な大雪に見舞われました。これにより農業施設も被害を受けました。JA新潟みらい管内の南区では、300坪クラスの鉄骨ハウスが倒壊するなど、3億5千万円の被害が出ており、またJA越後中央管内でも1億5千万円の被害が出ているとのこと。この他シートを被せた農業機械用のハウスなど小さなものを含めると、被害はさらに拡大すると思います。 これから春作業が始まりますが、今回の被害で作業が間に合わないのではないかと危惧しています。少しでも遅れが出ないように、皆さん、がんばっていただきたいと思います。 それでは案件審査に入ります。よろしくお願いいたします</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、2番、本間直一委員、3番 池田一彦委員を指名します。 それでは、議事として提案している案件に入ります。 議事は、議案第1号、農地法第4条許可申請に関する処分決定についてから、議案第4号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてま</p>

事務局	<p>でを順番に審議します。</p> <p>その後に追加の議案として、本日、配布されている議案第5号、令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見について、審議します。</p> <p>初めに、議案第1号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>初めに案件を地区別にまとめた表を説明しますので、3ページをお開き下さい。</p> <p>1月総会における許可案件は、赤塚地区、5条許可1件、黒埼地区、4条許可1件、5条許可1件、5条買受適格1件、計3件、全地区合計4件です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>4ページ、議案第1号、農地法第4条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第2地域、黒埼地区です。1号、所在は西区黒鳥で畑2筆302㎡について、露天資材置場とするものです。農地区分は第3種農地です。本申請は、すでに転用行為が完了していることから追認許可としてよいか判断するものです。調査委員会案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第2地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
第2地域調査委員長 (10番)	<p>調査案件は、議案第1号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、1件です。</p> <p>4ページ、1号は黒埼地区です。</p> <p>申請地は西区黒鳥で、市街化調整区域の畑2筆、合計302㎡を自己転用する案件です。</p> <p>申請人は農業と左官業を営んでおり、自己の所有農地を左官業の露天資材置場に転用する計画です。</p> <p>申請書に添付した顛末書では、以前は農業用施設として使用していたが、集落営農組織に入ったため不要となったことから、現在は、左官業のみの資材置場として利用している。コンテナやビニールハウスを覆った簡易な建物であるため、許可は不要と考えていたが、地元農業委員からの指摘を受け、無断転用であると認識したので、是正したいとのことでした。</p>

	<p>今回の申請が追認許可となれば、無断転用の状態が解消されます。</p> <p>申請地について、1月13日に現地確認を行った結果、現況は休耕地で、コンテナ等を設置した資材置場となっていました。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、無断転用はあるものの、申請内容に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>この他に違反転用をしている農地はないかとの質問に対し、代理人から、申請地以外に違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>既存のコンテナ等の利用について質問があり、代理人から、撤去せずに引き続き使用していくとの説明がありました。</p> <p>申請地は県道に隣接する既存集落内の第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）、住宅もしくは事業用施設が連たんする区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、追認許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明及び第2地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
議 長	<p>議案第1号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>5 ページ、議案第 2 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第 1 地域赤塚地区です。1 号、所在は西区中権寺で、畑 6 筆 3 5 2. 9 5 m<sup>2</sup>について、建売住宅建築敷地とするものです。農地区分は第 3 種農地です。</p> <p>第 2 地域黒埼地区です。2 号、所在は西区小平方で、畑 1 筆 5 5 9 m<sup>2</sup>うち 2 9 2. 6 5 m<sup>2</sup>について、農家住宅建築敷地とするものです。農地区分は第 3 種農地です。1 号、2 号とも調査委員会案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、各調査委員長から報告をお願いします。</p> <p>初めに、第 1 地域調査委員長より報告をお願いします。</p>
第 1 地域調査委員長 (1 2 番)	<p>調査案件は、議案第 2 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、1 件です。</p> <p>5 ページ、1 号は赤塚地区です。</p> <p>申請地は西区中権寺で、市街化調整区域の畑 6 筆、合計 3 5 2. 9 5 m<sup>2</sup>を売買する案件です。</p> <p>譲受人は西区の不動産会社で、申請地を建売住宅建築の及び道路敷地とする計画です。</p> <p>申請地について、1 月 1 3 日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>違反転用をしている農地はないかとの質問に対し、代理人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>申請地の隣接地が農地として残るが、転用の予定はあるかとの質問があり、代理人から、市街化調整区域は宅地分譲ができないことから、残りの 4 区画分の農地は、買手が決まり次第取得し、順次、農地転用する計画であるとの説明がありました。</p> <p>事務局から、隣接農地を転用するまでは農地として管理するよう地</p>

<p>議 長</p> <p>第 2 地域調査委員長 (10 番)</p>	<p>権者との協議を指示し、代理人がこれを了承しました。</p> <p>申請地は県道に隣接する、既存集落内の第 3 種農地で、農地転用許可基準エー (ア) - b - (a)、住宅もしくは事業用施設が連たんする区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>続きまして、第 2 地域調査委員長より報告をお願いします。</p> <p>調査案件は、議案第 2 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、1 件です。</p> <p>5 ページ、2 号は黒埼地区です。</p> <p>申請地は西区小平方で、市街化調整区域の畑 1 筆、合計 5 5 9 m<sup>2</sup>のうち 2 9 2. 6 5 m<sup>2</sup>を使用貸借する案件です。</p> <p>譲受人は公務員と兼業で農業を行っており、親が所有する農地を借り受け、農家住宅建築敷地とする計画です。</p> <p>申請地について、1 月 1 3 日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑で、一部には農業用格納庫とビニールハウスが建っていました。同一敷地内にある既存の農業格納庫は 2 a 未満の農業用施設として届出済みで、ビニールハウス部分は農地として、耕作を続けるとのことです。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>違反転用をしている農地はないかとの質問に対し、譲受人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>後継者として農業をする考えはあるかとの質問があり、譲受人から、しばらくは勤めが中心となるが、親の農業を手伝いながら前向きに頑張るとの説明がありました。</p> <p>事務局から、農家住宅は開発許可が不要であり、上下水道、都市ガス、道路境界や、隣接地との関係協議を省略しているため計画どおりに行うよう指示し、譲受人がこれを了承しました。</p>
--	--

議 長	<p>申請地は既存集落内の第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）、住宅もしくは事業用施設が連たんする区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び各調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問、意見なし）</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第2号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長	<p>議案第2号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条買受適格証明願に関する処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6ページ、議案第3号、農地法第5条買受適格証明願に関する処分決定についてです。</p> <p>1号、第2地域、黒埼地区です。所在は西区鳥原で、畑4筆、2,848㎡について、新潟地方裁判所が競売に付したものです。</p> <p>入札期間は、令和3年1月25日から同年2月1日までです。</p> <p>なお買受願い出人は、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律において、農地の利用目的が合致しているか判断するものです。</p> <p>また本案件は、競売に参加するための必要書類となるため、農地法第5条許可申請と同等の審査を行った上で証明書を発行してよいか決定します。さらに、落札した場合は速やかに許可書を交付する必要があることから、証明書交付時と事情が異なった場合を除いて、事務局長専決処分により、農地法第5条許可書を交付するものです。</p> <p>調査委員会案件です。以上です。</p>



<p>議 長</p> <p>第 2 地域調査委員長 ( 1 0 番 )</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第 2 地域調査委員長から報告をお願いします。</p> <p>調査案件は、議案第 3 号、農地法第 5 条買受適格証明願に関する処分決定について、1 件です。</p> <p>6 ページは、農地法 5 条買受適格証明願です。</p> <p>1 号は黒埼地区です。申請地は、西区鳥原で、農振農用地の田 4 筆合計 2, 8 4 8 m<sup>2</sup>で、競売入札参加の買受適格者であることを証明する案件です。</p> <p>1 月 6 日に現地確認を行った結果、現況は農業用施設用地と駐車場となっていました。</p> <p>申請地は、かつて地元の法人が農業に新規参入するため、平成 2 2 年に農業用施設用地として農振法の軽微変更を行い、転用許可を得て施設園芸用ハウスを建てましたが、その後、経営破綻し、農地 4 筆とハウス 3 棟が競売に付されたものです。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、願い出人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>願出人は西蒲区に樹園地を所有しており、収穫した柿の貯蔵及び加工施設、農業用資材等の保管施設として利用するため、競売への参加を決めたとのことです。事務局から、柿の栽培について、農協への出荷実績も確認できており、転用目的も農業用施設の用途範囲に該当していると補足説明がありました。</p> <p>所有する農地で違反転用や作付けせずに荒らしている箇所はないかとの質問に対し、願い出人はどちらも無いと回答しました。</p> <p>また駐車場など他の目的への複合的な利用についての質問に対し、願出人は、面積は大きいですが、競売であるため、一部のみの取得はできない、自己の農業用施設用地として適正に管理、使用し、人には貸さないつもりであると説明しました。</p> <p>申請地は農業用施設用地に軽微変更済の農振農用地で、農用地の転用許可基準、ア－(イ)－b の農振法の農用地利用計画に指定された用途に供するための転用に該当するため、参集委員により協議した結</p>
---	--

議 長	<p>果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、落札により取得した場合は、農地法第5条許可申請が必要なことを説明し、調査を終えました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び第2地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第3号、農地法第5条買受適格証明願に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第3号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第4号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7ページ、議案第4号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>8ページ、新規分の地区別実績表です。利用権設定の賃貸借に関する部分は、両者間による利用権設定と農地中間管理事業による利用権設定を別々の実績表としてあります。</p> <p>地区ごとの件数等は、中野小屋地区、契約期間3年のものが4件、田、面積は16,225㎡、契約期間6年のものが1件、田、面積は7,638㎡、契約期間10年のものが6件、田、面積は17,144㎡、内野地区、契約期間3年のものが1件、畑、面積は2,517㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが5件、田、面積は32,641㎡、以上、新規分、利用権設定は17件、面積は76,165㎡です。</p> <p>次に表の右寄りの所有権移転に関する部分は、交換はなく売買のみで、黒埼地区、売買が1件、田、面積は1,450㎡、合計も同じ、1件、面積は1,450㎡です。</p>

	<p>表の右下の欄が賃貸借と所有権移転との合計で18件、面積は77,615㎡です。</p> <p>9ページ、更新分の地区別実績表です。赤塚地区、契約期間6年のものが1件、田、面積は6,011㎡、中野小屋地区、契約期間10年のものが6件、田、畑、面積は9,878㎡、黒埼地区、契約期間3年のものが2件、田、畑、面積は31,452㎡、契約期間10年のものが17件、田、畑、面積は88,603㎡で、利用権設定は26件、面積は135,944㎡です。</p> <p>10ページ、合計の地区別実績表です。赤塚地区、合計1件、面積は6,011㎡、中野小屋地区、合計17件、面積は50,885㎡、内野地区、合計1件、面積は2,517㎡、黒埼地区、合計25件、面積は154,146㎡です。総合計は、44件、213,559㎡です。</p> <p>11ページ、提案文です。</p> <p>「議案第4号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和3年1月29日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」</p> <p>その下の1号から14ページの17号までが新規分の利用権設定に関するもの、15ページの1号から20ページの26号まで更新分の利用権設定に関するもの、21ページの1号が売買に関するものです。</p> <p>22ページの1号は利用権の移転に関するものですが、移転に関するもの地区別実績表には含まれておりません。</p> <p>23ページ、中間管理機構関係の新規分の地区別実績表です。赤塚地区、契約期間10年のものが1件、田、面積は3,575㎡、中野小屋地区、契約期間10年のものが16件、田、畑、面積は50,169㎡、坂井輪地区、契約期間10年のものが1件、田、面積は2,025㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが2件、田、面積が8,550㎡、合計20件、面積は64,319㎡です。</p> <p>次の24ページが合計の表で、新規と同じ表ですので、合計20件、面積は64,319㎡です。</p> <p>25ページの1号から28ページの20号までが新規分の内訳です。農地中間管理機構である新潟県農林公社が、農地中間管理事業に伴い、農業者から農地を借受けするものです。</p> <p>29ページ、定例総会で承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和3年2月15日です。</p>
--	--

議 長	<p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので案件審査に入ります。</p> <p>議案第4号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。</p> <p>議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第4号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、追加の議案第5号、令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日配布した追加の議案書の1ページ、議案第5号、令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見についてです。</p> <p>2月2日に開催する予定だった市長と6農業委員会役員との懇談会は、新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急事態宣言及び県の警報発令を踏まえ、中止になりました。そのため、この懇談会の席上、市長への要望事項としてまとめた内容は、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づく「市長への意見書」として、2月2日火曜日に6農業委員会の会長が市長へ提出します。</p> <p>ついては、当日提出する意見書を作成いたしましたので、内容をご説明します。</p> <p>(「市長への意見書」読み上げ)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>追加議案第5号、令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見についてお諮りします。</p> <p>追加議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>追加議案第5号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、令和2年度荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果について、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>30ページ、新潟市農用地利用配分計画(案)についてです。</p> <p>新規分の地区別実績表で、赤塚地区、契約期間10年のものが1件、田、面積は3,575㎡、中野小屋地区、契約期間10年のものが20件、田、畑、面積は50,169㎡、坂井輪地区、契約期間10年のものが1件、田、面積は2,025㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが2件、田、面積は8,550㎡、合計24件、面積は64,319㎡です。</p> <p>31ページ、合計の表ですが、更新はありませんので、合計24件、面積は64,319㎡です。</p> <p>関係農業者は、32ページの1号から36ページの24号までが新規分の内訳、37ページの1号から45ページの45号までが、中間管理権の移転に関するものですが、移転に関するものは地区別実績表には含まれておりません。</p> <p>県の公告は、令和3年3月30日です。以上です。</p>
事務局	<p>説明者が変わります。</p>

事務局	<p>3 ページです。農地係所管の報告事項を説明する前に、地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計 26 件です。</p> <p>46 ページ、報告事項、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計 11 件、田畑合計 99 筆、82,007 m<sup>2</sup>の解約を受理しました。</p> <p>49 ページ、報告事項、農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計 2 件、田畑合計 18 筆、12,894 m<sup>2</sup>の相続による届出を受理しました。農業委員会による農地売却等あっせんの希望はありませんでした。</p> <p>50 ページ、報告事項、農地法第 4 条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計 1 件、畑合計 1 筆、187 m<sup>2</sup>の転用届出を受理しました。</p> <p>51 ページ、報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計 8 件、畑合計 17 筆、4,987 m<sup>2</sup>の転用届出を受理しました。</p> <p>53 ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったもの 4 件、うち転用許可を受けているもの 2 件、転用許可を受けていないもの 2 件、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。以上です。</p> <p>説明者が変わります。</p> <p>54 ページ、報告事項、農地の実勢賃借料情報についてです。</p> <p>別紙 1、新潟市西区内農地の実勢賃借料情報をご覧ください。</p> <p>西区内農地の実勢賃借料は、前年の令和 2 年 1 月から 12 月までの 1 年間において、実際に農業経営基盤強化促進法で締結された賃貸借における 10 アール当たりの賃借料情報を、今後、契約する際の参考数値として公表をするものです。</p> <p>集計に当たり、田の賃借料は西区のデータを使っています。畑は区ごとのデータが少ないことから、新潟市全域のデータを使っており、それぞれ、平均額、最高額、最低額の三つの区分で集計しています。</p> <p>2 枚目には、平成 24 年以降の賃借料の推移を参考にお付けしてい</p>
-----	--

事務局	<p>ます。</p> <p>農業者の皆さんなどへの周知は、3月に発行する農業委員会だよりに掲載するほか、チラシをJA各支店に配置するなどして周知します。以上です。</p> <p>説明者が変わります。55ページ、報告事項、令和2年度荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果についてです。</p> <p>56ページ、別紙2、報告事項は、荒廃農地として集計した全体面積及び地区別面積です。上段右合計の農地、1,042筆、543,795㎡が、荒廃農地として解消に向けた施策を講ずる必要がある農地です。地区別集計は、四ツ郷屋地区を赤塚地区に含め、赤塚地区、内野地区の2地区で集計しています。</p> <p>57ページ、参考資料①は、荒廃農地全体面積を、令和元年度、令和2年度の比較で集計したものです。上段右合計の農地、前年比マイナス17筆、17,068㎡は、減少した面積です。</p> <p>58ページ、参考資料②は、荒廃農地の区分A分類、再生可能な農地のみを令和元年度、令和2年度の比較で集計したものです。上段右合計の農地、マイナス38筆、27,996㎡が、減少した面積です。</p> <p>59ページ、参考資料③は、令和2年度に、解消した面積、新規に発生した面積、荒廃農地の区分B分類から、再生可能な農地A分類に移行した面積、また荒廃農地の区分A分類から、再生困難な農地B分類に移行した面積の集計表です。表の上段、営農再開、保全管理、転用による解消面積は、合計、21,536㎡、表の下段の左、新規発生面積は、合計4,468㎡、表の下段中央、再生可能な農地A分類に判定を変更した面積は720㎡、表の下段の右、再生困難な農地B分類に判定を変更した面積は、11,872㎡です。農地判定の変更は、通常の農地との起伏及び高低差、隣接に優良農地がなく連続して山林化しているか否か判断したものです。</p> <p>なお、荒廃農地の判定は、農業委員会及び関係機関合同で実施した、昨年8月の荒廃農地調査にもとづいて行っています。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>以上で議事として提案した案件について終了します。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>このほか委員及び事務局から報告事項等はありませんか。</p> <p>60ページ、2、3月の業務日程です。</p> <p>初めに2月の日程です。</p> <p>2日、火曜日、午後4時から、6農業委員会の会長が、農業委員会等に関する法律に基づき、新潟市長に対する農業委員会の意見を提出します。これは、議案第5号、令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見についてで、ご審議いただいた内容のものです。会長が参加されます。</p> <p>17日、水曜日、午後3時から農地部会を開催します。農地部会員のほか、会長、会長職務代理者から参加いただきます。</p> <p>19日、金曜日、午後2時から、新潟県農業会議主催の地域別農業委員会会長・事務局長会議と下越地区農業委員会連絡協議会第61回定例総会が中央区で開催されます。会長と事務局長が参加します。</p> <p>22日、月曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。24日、水曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。</p> <p>29日、金曜日、午後3時から、1月定例総会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。</p> <p>次に2月の申請締切日です。農地法2月総会分が2月5日、金曜日、農業経営基盤強化促進法3月総会分が2月25日、木曜日です。</p> <p>次に3月の業務日程です。</p> <p>12日、金曜日、午後3時から農政振興部会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。農政振興部会員のほか、会長、会長職務代理者から参加いただきます。</p> <p>23日、火曜日、午後1時30分から新潟県農業会議第129回通常総会が中央区で開催されます。会長が出席されます。</p> <p>25日、木曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。翌26日、金曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。</p> <p>30日、火曜日、午後3時から、推進委員の皆さんからも参加いた</p>
-----------------------	--



<p>議 長</p>	<p>だき、3月定例総会を健康センター棟104・105会議室で開催します。終了後に委員研修会を予定しています。</p> <p>日程表に載せていませんが、日程の追加がありました。2月3日、水曜日、午前10時から、新潟市需要に応じた米づくり説明会がJA新潟みらい中野小屋支店で開催されます。会長職務代理者が出席されます。</p> <p>次に令和2年7月豪雨災害義援金の寄付金控除手続きについてです。本日、配布した令和2年7月豪雨災害義援金の寄付金控除手続きについてをご覧ください。</p> <p>令和2年7月豪雨災害義援金は、昨年8月の地域対策委員会で、皆さまからご賛同いただき、積立金からお一人一口1,000円を寄付しました。この義援金は、所得税・法人税の寄附金控除制度の適用を受けられる見通しとなったと、新潟県農業会議を介して全国農業会議から連絡がありました。</p> <p>この寄附金控除の適用を受けるには、年間2,000円を超す額を寄附された方が対象となります。</p> <p>手続きには全国農業会議所が発行する預り証が必要となります。預り証の発行を希望される方は、2月10日、水曜日までにお申し付けください。以上です。</p> <p>ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、以上で1月の定例総会を閉会します。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 本 間 直 一

署名委員 池 田 一 彦